

存留在船使者二員 万承慶 富昌貽 人伴四名  
存留在船通事一員 阮士元 人伴二名  
管船火長・直庫二名 鄭賢 安頭士  
梢水共に七十四名  
附搭の土夏布一百匹

右の執照は通事阮士元等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎九年（一六三六）十月初八日給す

執照

1-33-17

国王尚豊の、崇禎九年の進貢船二隻の消息をたずねて都通事

蔡祚隆等を遣わす執照（二六三八、一、二五）

琉球国中山王尚（豊）、貢船の帰国を告探する事の為にす。

照得するに、崇禎九年（一六三六）十月内、船二隻を遣わし、

方物を解運して天朝に前赴し、進貢し去後りて歳を越ゆるに、未

だ人船の回聞を獲ず。合行に遺探すべし、等の因あり。此の為に

特に都通事・導同の使者等の官を差わし、水梢を率領し、土造の

快船一隻を駕御し、福建等処承宣布政使司に前往して安否を告探

せしむ、等の因あり。此れに拠り、理として合に給照して以て通

行に便ならしむべし。此の為に王府、仁字第四十四号半印勘合執

照を出給し、原遣等の官の都通事蔡祚隆等に付与し、収執して前  
去せしむ。公幹の往廻の沿途、如し経過の関津の去処の驗実に遇  
わば、即便に放行し、稽延し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。  
須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 蔡祚隆 人伴四名

使者二員 章邦彦 蔡玉 人伴六名

通事一員 王克善 人伴二名

管船直庫一名 宝喜 梢水共に四十三名

崇禎十一年（一六三八）正月二十五日

1-33-18

国王尚豊の、進貢のため紫金正議大夫蔡堅等を遣わす執照

（二六三八、一〇、二〇）

琉球国中山王尚（豊）、進貢の事の為にす。

聖旨を奉ずるに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。

欽遵して案照するに、崇禎十一年（一六三八）は例として歳期に

該り、理として合に進貢すべし。此の為に今、特に紫金正議大夫・

使者・都通事等の官の蔡堅等を遣わし、表・箋・咨文を齎捧し前

来して進貢せしむ。因りて海船二隻を備え、每船に煎熟硫黄六千

三百斤・馬五匹・螺殼一千五百個等の方物を載運し、又、熟黄三

千七百斤を補いて福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。扱りに差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、仁字第四十六号半印勅合執照を給出し、通事梁廷幹等に付与し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し稽遲して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

紫金正議大夫一員 蔡堅 人伴十三名

使者一員 毛繼善 人伴八名

都通事一員 阮士乾 人伴八名

存留在船都通事一員 王克善 人伴五名

存留在船使者二員 応政起 顧承達 人伴四名

存留在船通事一員 梁廷幹 人伴二名

管船火長・直庫二名 林有柱 藍宝

梢水共に五十七名

右の執照は存留通事梁廷幹等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布一百匹

崇禎十一年（一六三八）十月二十日給す

執照

1-33-19

國王尚豊の、進貢のため存留在船都通事王克善等を遣わす執照（一六三八、一〇、二〇）

琉球国中山王尚（豊）、進貢の事の為にす。

聖旨を奉ずるに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。

欽遵して案照するに、崇禎十一年（一六三八）は例として歲期に該り、理として合に進貢すべし。此の為に今、特に紫金正議大夫・使者・都通事等の官の蔡堅等を遣わし、表・箋・咨文を齎捧し前來して進貢せしむ。因りて海船二隻を備え、每船に煎熟硫黄六千三百斤・馬五匹・螺殻一千五百個等の方物を載運し、又、熟黄三千八百十斤を補いて福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。扱りに差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、仁字第四十七号半印勅合執照を給出し、通事金思義等に付与し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し稽遲して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

存留在船都通事一員 王克善 人伴五名

存留在船使者二員 吳得榮 王納歎 人伴四名